

青森県情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成27年10月27日付け答申第37号）の概要

第1 件名

物件事故報告書等に係る一部開示決定処分に対する審査請求

第2 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、審査請求の対象となった一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、次に掲げる部分を開示することが妥当である。

- 1 第3の2の(1)に掲げる文書の××及び〇〇の【身柄措置】欄に記録された情報
- 2 第3の2の(1)に掲げる文書の××及び〇〇の【住所】欄等の左側にある欄に記録された情報
- 3 第3の2の(2)に掲げる文書の××及び〇〇の【ふりがな 氏名 生年月日】欄等の左側にある欄及び欄外（左中央部分）に記録された情報

第3 経緯

- 1 保有個人情報開示請求 平成26年10月14日

「平成〇年〇月〇日〇〇〇〇〇交差点で発生した事案における三沢警察署警察官が作成した文書等。」

- 2 一部開示決定 平成26年10月23日

次に掲げる保有個人情報を本件開示請求に係る保有個人情報として特定した上で、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号。以下「条例」という。）第21条第1項第4号、第6号及び第7号に該当するとして一部開示決定

- (1) 物件事故報告書
- (2) 交通事故実況見分下調

- 3 審査請求 平成26年10月30日

審査請求に係る処分の保有個人情報一部開示決定通知書で、開示をしない部分の開示を求める。

第4 審査会の判断理由

1 本件処分において不開示とした部分及びその理由について

本件処分において実施機関が不開示とした部分及びその理由は、次のとおりである。

(1) 条例第21条第1項第4号に該当するとして不開示とした部分及びその理由

ア 不開示とした部分

(ア) 第3の2の(1)に掲げる文書の警部補（同相当職）以下の職員の氏名及び印影（以下「本件保有個人情報1」という。）

(イ) 第3の2の(1)に掲げる文書の〇〇の【職業】、【勤務先】、【TEL】及び【運転免許】欄に記録された情報（以下「本件保有個人情報2」という。）

(ウ) 第3の2の(2)に掲げる文書の〇〇の【申告者 目撃者】、【職業】、【電話】及び【通行目的等】欄に記録された情報及び欄外(右上部分及び左上部分)に記録された情報並びに【事故種別】、【保護者等】、【被害程度】、【自動車検査証】、【自賠責保険】欄、運転免許証の記載事項に記録された情報の一部（以下「本件保有個人情報3」という。）

イ 不開示とした理由

開示請求者以外の個人に関する情報に該当し、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第21条第1項第4号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないものであるため。

(2) 条例第21条第1項第6号に該当するとして不開示とした部分及びその理由

ア 不開示とした部分

(ア) 第3の2の(1)に掲げる文書の××及び〇〇の【処理区分】欄に記録された情報（以下「本件保有個人情報4」という。）

(イ) 第3の2の(1)に掲げる文書の××及び〇〇の【身柄措置】欄に記録された情報（以下「本件保有個人情報5」という。）

(ウ) 第3の2の(1)に掲げる文書の【備考】欄に記録された情報の一部及び【現場略図】欄に記録された情報（以下「本件保有個人情報6」という。）

(エ) 第3の2の(2)に掲げる文書の××の【同乗者の住所】欄及び欄外に記録された情報（以下「本件保有個人情報7」という。）

イ 不開示とした理由

(ア) 本件保有個人情報 4 及び本件保有個人情報 5 について

捜査機関の所見が記載されている部分であり、これを開示することにより、将来にわたる適正な捜査や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

(イ) 本件保有個人情報 6 について

本件の発生要因、関係者からの聴取結果が具体的に記載されている部分であり、これを開示することにより、本件発生要因、捜査の着眼点が明らかになるなど、将来にわたる適正な捜査や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

(ウ) 本件保有個人情報 7 について

捜査経過が記載されている部分であり、これを開示することにより、将来にわたる適正な捜査や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

(3) 条例第21条第1項第7号に該当するとして不開示とした部分及びその理由

ア 不開示とした部分

(ア) 本件保有個人情報 6

(イ) 第3の2の(1)に掲げる文書の××及び○○の【住所】欄等の左側にある欄に記録された情報（以下「本件保有個人情報 8」という。）

(ウ) 第3の2の(2)に掲げる文書の××及び○○の【ふりがな 氏名 生年月日】欄等の左側にある欄及び欄外（左中央部分）に記録された情報（以下「本件保有個人情報 9」という。）

イ 不開示とした理由

当事者区分が記載されている部分であり、これを開示することにより、特定の者に利益を与えたり不利益を及ぼすおそれがあるため。

2 条例第21条第1項第4号該当性について

実施機関は、条例第21条第1項第4号に該当するとして、本件保有個人情報 1 ないし本件保有個人情報 3 を不開示としているので、以下、当該情報の条例第21条第1項第4号該当性について検討する。

(1) 本件保有個人情報 1 について

ア 本件保有個人情報 1 は、特定の個人を識別することができるものであり、条例第21条第1項第4号本文に該当することは明らかであるが、条例第21条第1項第4号ただし書イに該当するかどうかを検討する。

イ 諮問実施機関に対し、交通事故の現場で、警部補（同相当職）以下の職員が自己の氏名を名乗る慣行があるのかどうかについて説明を求めたところ、物件事故

の場合は、処理する時点で事件性がない場合は、その時点で後日の取り調べや事情聴取が必要ないので常に名乗るものではなく、当事者の求めに応じて所属部署と氏名を名乗る場合もある旨を説明している。

ウ よって、交通事故の現場で、事故当事者の求めに応じてその職名とともに氏名を伝えることもあり得るが、伝えるかどうかについては、担当警察職員の任意に委ねられており、伝えない場合もあるので、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とまでは認められない。

エ また、警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名は、青森県警察本部が人事異動の際に報道機関等を通じて公にしておらず、一般に販売されている職員録にも掲載されているものでもない。

オ よって、本件保有個人情報1は、法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、条例第21条第1項第4号ただし書イに該当しない。

(2) 本件保有個人情報2及び本件保有個人情報3について

本件保有個人情報2及び本件保有個人情報3は、開示請求者以外の個人に関する情報に該当し、特定の個人を識別することができるものであり、条例第21条第1項第4号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないことは明らかである。

(3) その他

なお、諮問実施機関は、本件の審査過程において、本件保有個人情報4のうち、〇〇の【処理区分】欄に記録された情報（以下「本件保有個人情報4の1」という。）及び本件保有個人情報5のうち、〇〇の【身柄措置】欄に記録された情報（以下「本件保有個人情報5の1」という。）については、条例第21条第1項第4号にも該当する旨主張しているので、当該情報の同号該当性について検討する。

ア 本件保有個人情報4の1について

(ア) 諮問実施機関に対し、本件保有個人情報4の1の条例第21条第1項第4号該当性の有無について説明を求めたところ、本件保有個人情報4の1については、当該交通事故について、当事者である〇〇に対する処理の方針が記載されており、開示請求者以外の個人に関する情報であって、条例第21条第1項第4号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないことから、条例第21条第1項第4号に該当する旨述べている。

(イ) 本件保有個人情報4の1は、特定の個人を識別することができるものであり、条例第21条第1項第4号本文に該当することは明らかである。また、当該情報は、事故当事者に対する捜査機関の処理方針を記載しているものであるから、条例第21条第1項第4号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

イ 本件保有個人情報5の1について

- (ア) 諮問実施機関に対し、本件保有個人情報5の1の条例第21条第1項第4号該当性の有無について説明を求めたところ、本件保有個人情報5の1については、当該交通事故の捜査により、〇〇が逮捕されたか否かが記載されているものであり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、条例第21条第1項第4号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないことから、条例第21条第1項第4号に該当する旨述べている。
- (イ) 本件保有個人情報5の1は、特定の個人を識別することができるものであり、条例第21条第1項第4号本文に該当することは明らかである。
- (ウ) しかし、本件保有個人情報5の1は、当該報告書作成の時点において、〇〇が身柄拘束されたか否かという事実が記載されているものであるところ、捜査機関が事故当事者である審査請求人本人に対し、当該交通事故の相手方当事者である〇〇が身柄拘束されたか否かを伝えないということは想定されない。当該情報は、事実上の慣習として、審査請求人本人が知ることができるものである。
- (エ) 以上から、当該情報は、「慣行として開示請求者が知ることができる情報」であって、条例第21条第1項第4号ただし書イに該当する。

3 条例第21条第1項第6号該当性について

実施機関は、条例第21条第1項第6号に該当するとして、本件保有個人情報4ないし本件保有個人情報7を不開示としているので、以下、当該情報の条例第21条第1項第6号該当性について検討する。

ただし、上記3において検討したとおり、本件保有個人情報4の1については、条例第21条第1項第4号に該当するため、当該情報の条例第21条第1項第6号該当性は、検討しない。

(1) 本件保有個人情報4の2について

ア 本件保有個人情報4のうち、××の【処理区分】欄に記録された情報（以下「本件保有個人情報4の2」という。）については、事故当事者に対する捜査機関の処理方針を記載しており、これを開示すると、事故当事者に対する捜査方針を明らかにすることとなるので、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものと認められる。

イ よって、本件保有個人情報4の2は、条例第21条第1項第6号に該当する。

(2) 本件保有個人情報5について

ア 本件保有個人情報5は、事故当事者に係る身柄拘束の有無を記載しているものである。

イ 諮問実施機関に対し、××に関する情報であれば審査請求人本人が当然了知しているものであり、〇〇に関する情報も、事故当事者である審査請求人本人であれば当然了知しうるものではないのかについて説明を求めたところ、本件保有個人情報5については、逮捕種別や身柄不拘束といった事実が記載されることとなるが、例えば、軽微な物件事故で特定の時点において事件性がないと判断され、事件送致等がなされず、身柄不拘束としても、将来の事情の変化により、事件性がある疑いが生じ、捜査ないし公判に至る可能性が十分あり得ることから、審査請求人の了知している事実とは言えない旨説明している。

しかし、本件保有個人情報5のうち、審査請求人本人に関する情報は、自己の身柄に関するものであるから、当然に把握することができるものである。また、相手方当事者である〇〇に関する情報も、上記3において検討したとおり、事故当事者である審査請求人本人であれば、事実上の慣習として知り得るものである。

ウ また、諮問実施機関は、本件保有個人情報5を開示すれば、この程度では、逮捕される、あるいは逮捕されないという目安（境界線）が明らかとなるため不開示とする旨主張している。

しかし、どの程度の交通事故から逮捕されるといった警察の判断を明らかにするためには、多くの事例の収集が必要である。条例第14条第1項の規定に基づく保有個人情報の開示請求によってこれを収集するという事態を想定することはできないから、諮問実施機関の主張は、採用することができない。

開示請求者の属性を問わずに、何人に対しても等しく認められている情報公開条例上の開示請求と異なり、個人情報保護条例上の開示請求は、あくまでも開示請求者本人に関する個人情報について認められているものである。したがって、本人が体験した交通事故についての情報を開示したからといって、一般的な身柄拘束の有無の境界線が明らかになるとは認められない。

エ さらに、諮問実施機関は、本件保有個人情報5を開示すれば、将来の事情の変化により、事件性のある疑いが生じた場合には、警察の取調べや捜査に対して、自己を有利とするための否認や虚偽の供述等作為がなされるおそれがある旨主張している。

しかし、本件保有個人情報5は、当該文書作成時点における身柄拘束の有無という事実が記載されているにすぎず、今後の方針が記載されているものではないから、諮問実施機関の主張は、採用することができない。

オ よって、本件保有個人情報5は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものとは認められない。

カ 以上から、本件保有個人情報5は、条例第21条第1項第6号に該当しない。

(4) 本件保有個人情報6について

- ア 本件保有個人情報6は、事故前後の事実経過、事故当事者の運転操作などの事故の状況、警察官自身が見分した事項のほか、事故関係者の事故発生時点における供述によるものと考えられる事項が混然一体となって記載されており、当該交通事故発生時の捜査の初期段階における警察官の暫定的な判断が記載されているものである。
- イ 本件保有個人情報6を開示すると、事故当事者に当該交通事故発生時の捜査の初期段階における警察官の暫定的な判断が知られることとなり、その結果、事故当事者が当該交通事故の発生原因等について自らを正当化し、又は自己に有利な内容に供述を変えるおそれがあり、事後の捜査において事故当事者から真の供述が得られにくくなり、真相の解明が困難となるなど、事故捜査活動に支障が生じるおそれがあると認められる。
- ウ よって、本件保有個人情報6は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものと認められる。
- エ 以上から、本件保有個人情報6は、条例第21条第1項第6号に該当する。

(5) 本件保有個人情報7について

- ア 当審査会が本件保有個人情報7を見分し、その内容について諮問実施機関に説明を求めたところ、本件保有個人情報7は、捜査活動の過程で得られたものとして、捜査機関の判断により記載されているものであることが認められた。
- イ そのような情報を捜査機関が入手しているということ自体が明らかになれば、警察活動の中で行う捜査手法、実施判断等が公となり、今後の事故捜査活動に支障が生じるおそれがあると認められる。
- ウ よって、本件保有個人情報7は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものと認められる。
- エ 以上から、本件保有個人情報7は、条例第21条第1項第6号に該当する。

4 条例第21条第1項第7号該当性について

実施機関は、条例第21条第1項第7号に該当するとして、本件保有個人情報6、本件保有個人情報8及び本件保有個人情報9を不開示としているので、以下、当該情報の条例第21条第1項第7号該当性について検討する。

ただし、上記4において検討したとおり、本件保有個人情報6については、条例第21条第1項第6号に該当するため、当該情報の条例第21条第1項第7号該当性は、検討しない。

(1) 本件保有個人情報8について

- ア 当審査会が本件保有個人情報8を見分したところ、本件保有個人情報8は、当該交通事故を担当した警察官が事故当事者の申立内容、車両の客観的破損状況等から、捜査結果を踏まえて検討した事故当事者の過失の軽重を明らかにする当事者区分が記載されていることが認められた。
- イ 本件保有個人情報8は、事故当事者であれば入手することができる交通事故証明書の元となるデータの一部であり、当該情報は当該証明書の「甲・乙」と置き換えられてその順序で転記されるものである。
- ウ 諮問実施機関に対し、交通事故証明書を審査請求人本人が取得することにより、第3の2の(1)に掲げる文書を作成した時点における本件保有個人情報8は、審査請求人本人が了知し得ることとなるのではないかについて説明を求めたところ、諮問実施機関は、当該文書は、特定の時点において記載された事項がその後の捜査等により変更されることがあり、開示請求がなされた時期により、特定された文書の内容が異なる場合がありうるので、作成した時点において審査請求人が了知し得る情報が必ずしも記載されているとは限らない旨説明している。
- エ ウを踏まえ、諮問実施機関に対し、本件保有個人情報8が「甲・乙」として交通事故証明書に転記されたのは、いつの時点の物件事務報告書のものであるか、また、交通事故証明書に本件保有個人情報8が転記された後、当該物件事務報告書における当該情報が変更されたのかについて説明を求めたところ、前者については、第3の2の(1)に掲げる文書である旨、後者については、当該文書における当該情報は変更されていない旨、それぞれ説明している。
- オ よって、本件保有個人情報8の内容は、交通事故証明書にその順番で転記されたものであるから、事故当事者である審査請求人本人が当該証明書を取得することにより、当然了知し得るものである。したがって、これを開示することにより、新たに特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれが生ずるとは認められない。
- カ 以上から、本件保有個人情報8は、条例第21条第1項第7号に該当しない。

(2) 本件保有個人情報9について

- ア 当審査会が本件保有個人情報9を見分したところ、本件保有個人情報9のうち、××及び〇〇の【ふりがな 氏名 生年月日】欄等の左側にある欄の情報（以下「本件保有個人情報9の1」という。）は、どちらも同一の当事者区分が記載されていることが認められた。
- イ よって、本件保有個人情報9の1は、同一の当事者区分が記載されているのみであるから、開示することによって事故当事者の過失の軽重が明らかになるものとは認められない。
- ウ また、本件保有個人情報9のうち、××及び〇〇の【ふりがな 氏名 生年月日】欄等の欄外（左中央部分）に記録された情報（以下「本件保有個人情報9の

2」という。)は、当該交通事故を担当した警察官が事故当事者の申立内容、車両の客観的破損状況等から、捜査結果を踏まえて検討した事故当事者の過失の軽重を明らかにする当事者区分が記載されていることが認められた。

エ 本件保有個人情報9の2は、事故当事者であれば入手することができる交通事故証明書の元となるデータの一部と同様のものであり、各当事者に関する当該証明書に「甲・乙」と置き換えられてその順序で転記されるものである。

オ 本件保有個人情報9の2の内容は、本件保有個人情報8と同様のものであり、(2)で判断したとおり、交通事故証明書にその順番で転記されたものであるから、事故当事者である審査請求人本人が当該証明書を取得することにより、当然了知し得るものである。したがって、これを開示することにより、新たに特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれが生ずるとは認められない。

カ 以上から、本件保有個人情報9は、条例第21条第1項第7号に該当しない。

5 その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 結論

以上のとおり、実施機関が開示とした情報の中には、条例第21条第1項第4号、第6号及び第7号のいずれにも該当しない情報が含まれており、当該情報を開示することが妥当であるので、第1のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成26年11月27日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
平成26年12月18日	・ 諮問実施機関からの理由説明書を受理した。
平成26年12月26日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
平成27年 1 月30日 (第51回審査会)	・ 審査を行った。
平成27年 2 月20日 (第52回審査会)	・ 審査を行った。
平成27年 2 月26日	・ 諮問実施機関に対する照会について、諮問実施機関からの書面を受理した。
	・ 諮問実施機関からの意見書を受理した。
平成27年 3 月12日	・ 審査請求人から「意見書に対する反論ほか」を受理した。
平成27年 3 月27日 (第53回審査会)	・ 審査を行った。
平成27年 4 月13日 (第54回審査会)	・ 審査を行った。
平成27年 5 月12日	・ 諮問実施機関に対する照会について、諮問実施機関からの書面を受理した。
平成27年 5 月22日 (第56回審査会)	・ 審査を行った。
平成27年 6 月12日	・ 諮問実施機関に対する照会について、諮問実施機関からの書面を受理した。
平成27年 6 月19日 (第58回審査会)	・ 審査を行った。

平成27年7月24日 (第60回審査会)	・審査を行った。
平成27年8月14日	・諮問実施機関に対する照会について、諮問実施機関からの書面を受理した。
平成27年8月28日 (第61回審査会)	・審査を行った。
平成27年9月24日	・諮問実施機関に対する照会について、諮問実施機関からの書面を受理した。
平成27年10月16日 (第62回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人 青森公立大学経営経済学部准教授	
河合 正雄	国立大学法人 弘前大学人文学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成27年10月27日現在)